専決処分の承認を求めることについて (舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定)

【改正理由】

地方税法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 1 号)が、 令和 4 年 3 月 31 日に公布され、4 月 1 日より施行されたため。

【主な改正項目】

- 1. 下水道除害施設に係る課税標準額の特例割合の変更(わがまち特例)
 - 1) 改正内容 (附則第7条の2第2項)

法律の改正に伴い、市税条例附則第7条の2第2項で定めている 割合を、3/4から4/5に変更

- 2) 施行期日 : 令和 4 年 4 月 1 日
- ※ 「下水道除害施設」とは、公共下水道施設の機能を妨げ又は損傷 するおそれのある下水を排出する使用者が、下水による障害を 除去するために設置した施設
 - 例)油水分離装置・汚泥処理装置・濾過装置・中和装置など
- 2. 固定資産税 (土地) の負担調整措置の特例
 - 1) 改正内容(附則第8条)

固定資産税の土地に係る負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続。 ただし、令和4年度に限り、商業地等に係る負担調整措置の 上昇幅を5%から2.5%とし、税額の負担を軽減する。

- ※ 住宅用地、農地等については、現行(5%)どおり。
- 2) 施行期日 : 令和 4 年 4 月 1 日